

4 / 25 (金) の行事



報道発表資料の配付日時 4月 18日 (金) 10時00分

| | | | |
|------------------|---|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 令和7年度(2025年度)第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会(宗谷学区)の開催について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>1 目的 公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられる。これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに市町村関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため、本協議会を開催する。</p> <p>2 主催 北海道教育委員会</p> <p>3 開催日時、方法及び会場 (1) 開催日時 令和7年(2025年)4月25日(金) 10:00~11:30 (2) 開催方法 Zoomによるオンライン会議 (3) 開催会場 宗谷合同庁舎 4階5号会議室</p> <p>4 参加対象者 市町村長、市町村教育委員会教育長、高等学校長、中学校長、小学校長、高等学校PTA関係者、地区協議会又は小・中学校PTA関係者、私学関係者、経済団体関係者</p> <p>5 主催者側出席者 北海道教育庁宗谷教育局長ほか</p> <p>6 議題 公立高等学校配置計画の考え方及び通学区域ごとの現状及び課題について ほか</p> | | |
| 参考 | 協議会は公開により開催し、希望者には別紙「傍聴に係る取扱い」により傍聴を認めます。 | | |

| | | | |
|-----------------|-------------------------------------|------|--|
| 報道(取材)に当たってのお願い | 取材についてはZoom参加ではなく、会場にお越しのうえ行ってください。 | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 同時レク | (場所) | |

| | |
|---------------------|---|
| 担 当 (連 絡 先) | 宗谷教育局企画総務課長 坂本 孝敬 TEL ダイヤルイン 0162-33-2646 (内線3100) 担当者 宗谷教育局企画総務課総務係長 秋山 雄介 TEL ダイヤルイン 0162-33-3924 (内線3111) |
|---------------------|---|

令和7年度（2025年度）第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会（宗谷学区）開催要項

1 目的

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられる。これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに市町村関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため、本協議会を開催する。

2 主催

北海道教育委員会

3 開催日時及び方法

(1) 開催日時

令和7年（2025年）4月25日（金） 10:00～11:30

| | | | |
|-----------------|-------------|-----------------|-------|
| 10:00 | 10:45 | 10:55 | 11:30 |
| 説明・協議① (45分) | 休憩 (10分) | 説明・協議② (35分) | |

(2) 開催方法

Z o o mによるオンライン会議

4 参加対象者

- (1) 市町村長
- (2) 市町村教育委員会教育長
- (3) 高等学校長
- (4) 中学校長（各市町村代表者1名）
- (5) 小学校長（各市町村代表者1名）
- (6) 高等学校PTA関係者
- (7) 地区協議会又は小・中学校PTA関係者（各市町村代表者2名（小1名、中1名））
- (8) 私学関係者
- (9) 経済団体関係者（公立高校所在市町村代表者1名）

5 議題

「公立高等学校配置計画の考え方並びに通学区域ごとの現状及び課題について」ほか

6 協議会の公開

協議会は公開とし、希望者がある場合は傍聴を認めることとする。

なお、傍聴に係る取扱いは別途定める。

「公立高等学校配置計画地域別検討協議会（宗谷学区）」傍聴に係る取扱い

- 1 傍聴の人数は20名以内とする。ただし、報道関係者については別に傍聴を認める。
傍聴方法はWeb会議システムによる傍聴とする。
- 2 傍聴の決定は先着順とする。
- 3 傍聴の申込みに際しては、あらかじめ宗谷教育局あてに氏名、住所、連絡先を申し出ることとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、主催者が傍聴を不相当と認めた者
- 5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (2) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音すること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではない。
 - (3) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用したりすること。
 - (4) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、協議会を視聴させること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の妨害となるような行為を行うこと。
- 6 傍聴人が前記5の規定に違反したときは、主催者はこれを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。
- 7 Web会議では、傍聴人が前記5の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることができる。
- 8 傍聴人は主催者の指示に従わなければならない。

傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁宗谷教育局

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は20名以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者はこれに含みません。傍聴方法はWeb会議システムによる傍聴とします。
- 2 傍聴を申し込む際には、あらかじめ宗谷教育局あてに氏名、住所、連絡先を申し出てください。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
 - (2) 前号のほか、主催者が傍聴を不適當と認めた場合
- 4 次の各号の行為をしてはいけません。
 - (1) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (2) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音すること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
 - (3) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用したりすること。
 - (4) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、協議会を視聴させること。
 - (5) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為を行うこと。
- 5 傍聴人が前記4の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めない場合があります。
- 6 Web会議では、傍聴人が前記4の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させる場合があります。
- 7 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。